情報共有・電子納品運用ガイドライン(R3.4)の改定概要

1 電子納品

- ・「出来形管理」、「品質証明書」、「品質管理表」及び「使用材料品質証明書」等について、受注者の押印が不要となったため、電子納品の対象とする。
- ・次の書類は、引き続き紙書類による提出とする。(事後利用の観点から作成データを電子納品することはできる。)

項目	理由
工事完成届出書	契約担当者の受領印が必要なため
表紙・目次・代表写真	受検の効率化のため
材料検査簿	検印が必要なため

^{*}受注者の押印は必要無いため、情報共有システムや電子メールで受け渡しを行い、監督員が印刷して受理することは可能。

・完成図書の目次については、電子納品対象書類が増えていることから、受検の効率化 の観点から、次の記載を追加する。

「目次については、検査の効率を高めるため、紙、情報共有システムや電子媒体の何れかで提出しているか表記します。」

2 情報共有システム

- ・「総合評価落札方式における技術提案等の履行確認シート」については、打合せ簿の 「提出」で、授受可能とする。
- ・その他の契約関係書類については押印不要となった書類もあるが、契約担当者が受領する書類もあるため、引き続き紙書類とする。
 - *受注者の押印は必要無いため、情報共有システムや電子メールで受け渡しを行い、監督員が印刷して受理することは可能。

3 その他

・令和2年9月30日付け建技第279号「情報共有システムによる検査・保管について (通知)」の一部を記載する。